

## 引き続き協議していく事項

### ●協議第9号 『市町村建設計画(素案)』について

市町村建設計画について、第1「序論」、第2「計画の趣旨及び期間」、第3「まちづくりの基本方針」の部分が提案されました。今後、第4「まちづくり計画」、第5「概算事業費」、第6「財政計画」の部分が提案される予定であり、次回以降も引き続き協議を進め、計画素案を決定していく予定です。

今回、提案された主な内容については、以下のとおりです。

#### ◇今回提案された内容

##### 第1 序論

(合併の必要性及び効果、両市町の概況)

##### 第2 計画の趣旨及び期間

###### 1.計画の趣旨

###### 2.計画の期間

(平成17年度からの10ヵ年)

##### 第3 まちづくりの基本方針

###### 1.住民自治を育む政令指定都市の実現

###### (1)まちづくりの理念

###### (2)まちづくりの方向

###### (3)都市構造

###### 2.美原町地域の位置付け

###### (1)美原町地域の役割

###### (2)美原町地域のエリア別整備計画

(北部・中部・南部のエリア別に整備計画を記載)

###### (3)美原新拠点の整備

###### 3.公共施設統合整備の基本的考え方

(住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し  
検討、整備)

#### ◇次回以降提案予定の内容

##### 第4 まちづくり計画

##### 第5 概算事業費

##### 第6 財政計画

#### 計画の趣旨

合併後の市の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定します。

#### まちづくりの理念

- 行財政基盤の強固な自治体として、一体的・効率的な行政をすすめて、多様化・高度化する住民ニーズに適切に対応します。
- 政令指定都市への移行を実現し、住民福祉の一層の向上と持続・発展可能なまちづくりを推進します。
- 次の2つの視点を踏まえ、住民自治・大都市行政の新たなあり方を実践します。
  - 身近な地域からの発想を重視し、住民参加のもと、良好なコミュニティの育成など、地域の実情に応じた、きめ細かな特色あるまちづくりを行うため、支所及び将来設置する行政区への権限の移譲及び財源の移転をすすめます。
  - 市内各地域の特色に根ざす大都市としての新たな活力と魅力を創出し、南大阪地域の発展の先導、さらには関西圏全体の発展に貢献することをめざします。

#### まちづくりの方向

- 豊かな心を培う「市民主体のまちづくり」
- 自然と共生し健康で安心して暮らせる「やすらぎのまちづくり」
- 交流の輪がひろがる「つどいのまちづくり」
- 地域に調和し時代をひらく「産業躍動のまちづくり」